

フロントヤード・バックヤード改革 全体 PMO 業務委託  
実施要領（公募型プロポーザル）

**1 案件名称**

フロントヤード・バックヤード改革 全体 PMO 業務委託

**2 業務内容に関する事項**

(1) 事業目的と概要

「フロントヤード・バックヤード改革 全体 PMO 業務委託仕様書」(資料 1) を参照のこと（以下、本資料を「仕様書」という。）

(2) 業務内容

「仕様書」を参照のこと。概要は以下のとおり。

① プロジェクトの全体管理

プロジェクト計画の策定や進捗・課題管理等を行う。

② 事務局の業務支援

本プロジェクトの事務局であるデジタル戦略部の業務支援を行う（会議運営・進行、庁内説明資料の作成・業務の現状調査、ナレッジ収集・管理、総務省との連携にかかる資料作成等）。

③ 個別検証の取りまとめと横展開の計画、手順の検討

各取組テーマに関する検証の進捗や結果を取りまとめ、検証結果を踏まえて、各取組を横展開するための計画、手順の検討を行う（必要に応じて各取組の方向性等を見直し）。また、各取組の費用対効果の算出を行う。

④ 電子交付にかかる検証・検討支援

「市民へのお知らせや処分通知の電子交付」（「仕様書」の取組 E）について、職員（検証チーム）の検証作業の支援を行う。また、制度面、運用面の課題（論点）について検討を行い、方向性及びシステムの要求事項を整理する。なお、取組 A～D については、③にかかる業務範囲を除き、個々の検証自体の作業支援は想定していない。

(3) 事業規模（契約上限額）

32,692,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

神戸市役所ほか委託業務の実施に関連する場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**3 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、契約締結業者と相談の上決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の 3 パーセント以上とする。ただし、神戸市契約規則第 25 条の規定により保険会社と履行保証契約を締結する場合は、当該保証を証する書面の提出をもって代える。また、過去 5

年間において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、本市との間に単件で1千万円以上の契約の実績があり、その契約すべてが適正に履行されている場合は、契約保証金を免除する。

(4) 契約書案

「委託契約書（頭書）」（資料2）及び「委託契約約款」（資料3）を参照のこと。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

なお、本業務は本市が総務省の「令和6年度自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」の受託者として実施するものであり、本業務にかかる契約は総務省からの再委託となる。

そのため、総務省又は他省庁等において指名停止措置の期間中の事業者については、本業務の契約締結ができないことがあることに留意すること。また、総務省が、本業務により得られた成果を発表又は公開することがあるため、あらかじめ了承の上で応募すること。

【参考】令和6年度自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト（総務省サイト）

<https://www.soumu.go.jp/iken/fymodelr6.html>

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 資料2に示す「委託契約書（頭書）」に基づいて、業務の一部を再委託する場合、再委託を受ける事業者は上記(1)(2)(3)(4)(5)を満たすこと。また、入札参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者は、本入札に参加できない。
- (7) 複数の事業者の共同企業体としての応札も認める。その場合、入札書類提出時までに共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）を構成し、代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。共同企業体の構成員は上記(1)(2)(3)(4)(5)を満たすこと。

#### 5 スケジュール

- (1) 公募開始  
令和7年4月8日（火）
- (2) 参加申請関係書類の提出期限  
令和7年4月22日（火）午後5時00分
- (3) 参加資格決定通知  
令和7年4月30日（水）
- (4) 質問受付期限  
令和7年5月7日（水）午後5時00分
- (5) 質問に対する回答  
令和7年5月14日（水）
- (6) 提案書の提出期限  
令和7年5月26日（月）午後5時00分

- (7) 提案内容説明会  
令和7年5月29日(木) 予定
- (8) 契約候補者の公表  
令和7年6月3日(火) 予定
- (9) 契約締結  
令和7年6月中旬予定
- (10) 事業開始・終了  
契約締結日～令和8年3月31日(火)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

#### ア 受付期間

令和7年4月8日(火) 午前9時00分から令和7年4月22日(火) 午後5時00分まで

#### イ 受付場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当

電話連絡先：078-322-6461

電子メール：fyby\_pmo@city.kobe.lg.jp

#### ウ 提出書類

①入札参加資格審査申請書(様式1)

②神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し(参加資格申請時点で入札参加資格申請中の場合には申請書の写し。ただし、参加資格取得後速やかに認定通知書の写しを提出すること)

※電子入札用ID及びパスワードについては見えないよう加工すること

③委任状(代表者以外の者が申請する場合のみ)(様式2)

④事業経歴書(直近決算年度までの経歴・沿革を記載)任意様式

⑤業績報告書(直近決算年度までの複数年度における、売上高、営業利益等の業績・財務指標を記載)任意様式

⑥その他参考書類(会社案内等)任意様式

⑦資本関係・人的関係調書(様式3)

⑧共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体結成届出書(様式9)及び共同企業体協定書の写し

※ 業務の一部を再委託する場合は、④～⑦の書類は再委託先事業者すべてについて提出すること。

※ 共同企業体で参加する場合は、①～③及び⑧の書類は代表事業者について、その他④～⑦の書類は構成事業者全てについて提出すること。

※ 同一の事業者及びその関連事業者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社、並びに一方の事業者の代表権を有する者が他方の事業者の代表権を有する者を現に兼ねている関係にある事業者をいう。以下同じ。)が複数の提案をすることは認められない。

#### エ 提出方法

電子メールにて上記アドレスに提出のこと。

電子メールの件名は、「フロントヤード・バックヤード改革 全体PMO業務：参加資格申請(事業者名)」とすること。

送付後、本市より一開庁日以内に入札参加申請を受領した旨の返信を行うため、返信がない場合は上記電話連絡先へ確認すること。

#### オ 参加資格決定通知

令和7年4月30日(水)に電子メールにより通知する。

## (2) 質問の受付

### ア 受付期間

令和7年4月22日(火)午前9時00分から令和7年5月7日(水)午後5時00分まで

### イ 受付場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当

電話連絡先：078-322-6461

電子メール：fyby\_pmo@city.kobe.lg.jp

### ウ 提出方法

「質問票」(様式4)に記載し、電子メールにて上記アドレスに提出すること。

電子メールの件名は、「フロントヤード・バックヤード改革 全体PMO業務：質問票(事業者名)」とすること。

### エ 回答日

令和7年5月14日(水)

### オ 回答方法

本市の回答は、質問受付後、事業者が特定できる情報を除いた質問の要旨とそれに対する本市の回答を電子メールにて随時参加予定者全員に回答する。なお、質問した業者名は公表しない。

本市の回答は、実施要領書等を補足する効力を持つものとする。また、参加資格等に関する質問及び回答については、原則として公表しない。質問受付の締切り後は、仕様書の内容その他本入札に影響を与える質問には一切回答しない。

## (3) 提案書・入札書の提出

### ア 提案書

調達仕様書に示す本市の要求事項に対し、提案評価項目(資料4)に記載の提案書作成要領に基づき、任意様式(A4サイズ、縦横不問)で作成すること。なお、提案書にはページ番号を記載し、提案書記載項目対応表(様式8)に各項目のページ番号(開始ページ～終了ページ)を記載の上、提案書に添付すること。また、類似業務実績一覧表(様式7)についても、提案評価項目の項番3を参照の上で作成し、提案書に添付すること。

提案書の作成にあたっては、調達仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、提案者の知識と経験を活用して、本業務が最大限の成果を上げるための提案を行うこと。

提案書は、正本(社名入り)データ及び副本(社名、ロゴ等なし)データの両方を提出すること。副本には、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

本市の委託契約約款については、原則として、変更は受け入れられないが、条項の付加及び除外の必要がある場合には、提案書の最後に「委託契約約款の変更」として、変更案の内容を明示すること。但し、あくまで事業者案の位置づけであり、本市が変更可否を検討する。

### イ 入札書

入札書(様式5)に金額を記載し、記名したものをスキャンして提出すること。

入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。また、内訳書(様式6)を必ず添付すること。

### ウ 受付場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当

電話連絡先：078-322-6461

電子メール：fyby\_pmo@city.kobe.lg.jp

### エ 提出方法

電子メールにて上記アドレスに提出すること。

電子メールの件名は、「フロントヤード・バックヤード改革 全体PMO業務：提案書・入札書(事業者名)」とすること。

送付後、上記電話連絡先へ受信確認の連絡をすること。

オ 受付期間

令和7年5月15日(木)午前9時00分から令和7年5月26日(月)午後5時00分まで

(4) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

(5) 費用負担

提案書等提出に要した費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(6) 提案書の取り扱い

ア 市は、入札参加者から提出された提案書等を提案審査以外の目的で、入札参加者に無断で使用しない。

イ 提出された提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めない。

ウ 全ての提案書は返却しない。

エ 本市は、契約者決定後、これらの書類を神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。

(7) 提案書及び入札書記載における留意事項

ア 入札書及び提案書に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札金額は、当該業務に係る経費の全てを見積もること。

ウ 入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額の合計を入札書に記載すること。

なお、落札予定者決定にあたっては、入札金額に100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を契約金額とする。

エ 入札金額が基準価格(契約上限金額の3分の2の110分の100に相当する金額)を下回っているときは、神戸市低入札価格調査手続要綱(平成8年1月22日市長決定 最終改正 平成30年3月19日)に基づき調査を行い、履行に支障がないと認められた場合に限り、有効とする。

(8) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札書及び提案書等が所定の日時を過ぎて到着したとき

イ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき

ウ 入札書に記名がないとき

エ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき

オ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき

カ 入札参加者及びその代理人が複数の提案をした場合(他者と共同した場合も含む)

キ 入札参加者の資格のない者が提案したとき

ク 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき

ケ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

## 7 選定に関する事項

(1) 選定基準

技術点に900点、価格点に100点を配分し、満点を1,000点とする。技術点の審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。技術点の詳細な評価項目は、「提案評価項目」(資料4)を参照のこと。

ア 提案者について【150点】

イ 目標・取組方針【50点】

ウ 作業実施体制【250点】

エ プロジェクト管理・成果物【100点】

オ 個別業務要件【350点】

## (2) 選定方法

ア 本提案の技術点の審査については、「フロントヤード・バックヤード改革 全体 PMO 業務に関する調達評価選定委員会」が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って提案書の審査を行う。

ウ 提案内容説明会を実施する。

エ 価格点は、入札書により次の通り算出する。但し、入札金額が予定価格を超過している場合、価格点は算出せず、失格とする。

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times (\text{最低入札者の価格} / \text{入札価格})$$

オ 次の①から③の各要件のいずれにも該当する事業者のうち、(1)の定めるところにより算出された技術点と価格点の合計点が最も高いものを落札者とする。

① 入札金額が、本市の定める上限の範囲内

② 入札金額が著しく低い額を提案した場合は、本市の調査の結果、履行に支障がないと認められた者

③ 総務省への照会の結果、総務省又は他省庁等において指名停止措置を受けておらず、契約締結に支障がないと回答のあった者

カ 審査の結果、オによる最高得点者が複数いる場合は、技術点の得点が最も高い者を契約候補者とする。技術点と同点の場合は、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。この場合において、当該者のうち出席しない者またはくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該募集事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて契約候補者を決定する。契約候補者が辞退した時や資格を喪失した時は、次点の提案者を契約候補者とする。審査委員会の協議への事業者の立会いは認めない。

## (3) 提案内容説明会

提案書の内容を補足するため、提案内容説明会（以下「説明会」という。）を実施する。

説明会は非公開とし、本市職員が参加する。説明会の会場は本市役所又はその付近の予定で、提案書の受付締め切り後に本市から日時・場所を指定する。

この説明会は、提案書の記載内容を補足するために行うものであり、既提出の提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。参加者側からの質問も認めない。説明を円滑に行うための資料配布は認めるが、評価にあたっての正式書類としては取り扱わない。

また、説明会では、説明資料投影用に必要なディスプレイ（HDMI 接続）及び電源は神戸市で準備するので、使用を希望する参加者はその他の必要な機材を用意すること。

本市から質問する場合があるので、実際に業務を担う管理者等（マネジャー）の予定者が出席すること。

ア 開催日（予定）

令和7年5月29日（木）

※ 説明時間は1提案30分（質疑応答時間10分を含む）を予定している。

※ 詳細は改めて参加者に対して連絡する。

イ 開催場所

神戸市役所1号館11階を予定しているが、場所は改めて参加者に対して連絡する。オンラインでの実施となる可能性もあることに留意すること。

## (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 技術点において、「7 選定に関する事項（1）選定基準」に記載のイ～オの合計が300点を下回り、選定委員会において、受託事業者として求められる水準に達していないと判断

される場合

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

(1) 申し立て

本案件の応募手続きにおける参加失格その他の手続きに関して、神戸市契約規則もしくは本実施要領のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、調達手続きのいずれの段階にあっても、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当に対して、苦情を申し立てることができる。

(2) 問い合わせ先

神戸市企画調整局デジタル戦略部行政オンライン化担当

電話連絡先：078-322-6461

電子メール：fyby\_pmo@city.kobe.lg.jp